

福井県嶺南地域流域検討会規約

(目 的)

第1条

福井県嶺南地域流域検討会（以下「検討会」という）は、福井県嶺南地域の県管理
河川における河川整備計画の策定にあたり、その原案について意見を述べることを目的とする。

(構 成)

第2条

検討会は、福井県土木部長が依頼する委員によって構成する。

(会 長)

第3条

検討会は、委員の互選により会長を置く。
2 会長は検討会を代表し、会務を統括する。
3 会長に事故あるときは、会長が予め指定する委員が職務を代行する。

(検討会の運営)

第4条

検討会は会長が必要と認めるとき開催する。また、会議の議長は会長がこれにあたる。
2 検討会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。
なお、委員の代理出席は認めない。
3 検討会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。
4 検討会は、検討会の意見集約にあたっては、少数意見を付するものとする。
5 検討会は、必要に応じ委員以外の者から意見を聴取できる。

(情報公開)

第5条

会議および会議資料は公開を原則とし、その決定は検討会が行う。
2 検討会の審議内容については、原則として公表することとし、その決定は検討会が行う。

(事務局)

第6条

検討会の事務局は、福井県土木部河川課、および対象地域を所管する土木事務所に置くものとし、検討会の指示により事務を執り行う。

(雑 則)

第7条

この規定に定めない事項については、必要に応じて検討会の承認を得て定めるものとする。

(附 則)

第8条

この規定は、平成14年12月25日から施行する。